

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 2018年10月12日

東京都作業部会確認 2018年10月18日

(契約変更に伴う再確認年月日 2019年9月20日)

事業名 外注業者委託、仮設電源/無停電電源装置 (UPS)、大会運営費用

案件名 仮設電源サービスの契約

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本案件は、V2 予算に計上された外注業者委託、仮設電源/無停電電源装置 (UPS)、大会運営費用に係る経費である。 経費分担は、平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 契約目途額はV2 予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意においては、経費分担に関わらず、組織委員会がエネルギーのインフラの整備を実施する役割を担っている。 組織委員会は、大会においてエネルギー供給に関する責任を持ち、IOC、国、インフラ事業者及び各 FA など、多くの関係者と調整しながら準備を進めている。 本案件は、新国立競技場等 43 会場と非競技会場である選手村・IBC/MPC (東京ビッグサイト) に対して、大会時に必要となる仮設電源設備を、基本設計から引き続き、実施設計、設置、運用、維持管理、撤去・復旧までを一括して行う契約である。 発電、送電、配電から各会場におけるエネルギー供給まで包括的な運営が求められる電力供給にあたって、IOC の厳しい大会運営要件に基づき会場外の電力インフラ整備から各会場の電力供給に至るまで調整を進めてきた組織委員会が、継続的に各会場の仮設電源サービスを実施することにより、効率的で連続性のあるサービスの提供が可能となる。 	
経費の内容等が必要性	<ul style="list-style-type: none"> 大会時には、各会場に追加される各 FA が必要とする仮設設備に対して、既存電気設備の容量だけでは供給できないため、仮設電気設備による供給が必要。 本案件は、リースする仮設電気設備 (発電機、ケーブル、配電盤・変圧器) の実施設計から設置、運用、維持管理、撤去・復旧までを一括して、サービス提供を受けるために必要な契約であることを確認している。 <p>【令和元年9月17日 契約変更に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各 FA や OBS の追加要望等に対応し、大会運営に必要な仮設電気設備を整備するための契約変更であることを確認した。 	

<p>(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約目途額は、実施設計費、設置費等、運用費の総価。 ・ 契約目途額の積算について、組織委員会より以下の説明を受け、説明の内容で積算が実施されていることを確認。 <p>【実施設計費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施設計費の積算にあたっては都の基準（設計等委託料積算標準（平成 30 年 4 月東京都財務局））の設計業務委託料を適用。 ② 設計業務人・時間数は、各会場の整備費等を基に算出。 ③ 直接人件費の単価は、都の基準を用いる（技師 C）。 ④ 諸経費、技術料等経費は、都の基準の標準掛率を用いて算出。 <p>【設置費等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 材料単価は、建設物価やメーカー聞き取り単価を用いた場合の設置費の総額と比較し、総額としては安価となることを確認した上で、スポンサー企業の単価を使用。スポンサー企業がリース品単価を設定していない材料は、都の基準に準拠し、設定。 ② 施工費・撤去費は、公共建築工事標準単価積算基準（平成 30 年版国土交通省）を適用。リース品のため、現場での据付調整が不要となる発電機や低圧配電盤については、搬入出費用のみを計上。 ③ 数量は、VNI のブロックプラン V3 を基に実施した仮設電気設備基本設計の成果に基づく。 ④ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費については、公共建築工事共通費積算基準（平成 28 年 12 月国土交通省）を適用。ストックヤード賃料は、共通仮設費に積上げ計上。 <p>【運用費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接人件費について、必要人数は現時点のエネルギー運営計画に基づき会場ごとに積上げ、単価は都の基準を用いる（電工）。 ② 諸経費については、都の基準（設計等委託料積算標準（平成 30 年 4 月東京都財務局））を基に、上記直接人件費に対して、都の基準の標準掛率を用いて算出。 <p>【令和元年 9 月 17 日 契約変更に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初契約から追加となった機器の単価については、国内市場価格と比較して適正であることを確認した。 ・ 数量は、各 FA や OBS の追加要望等を反映した詳細設計に基づくものであることを確認した。 	
--	------------	--	--

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで組織委員会は、大会時のエネルギー供給に向けて IOC と要件緩和の調整を行い、コスト縮減してきている。 ・V2 予算時点から 3 会場追加となっている中、本案件に係る費用は、V2 予算以下となっている。また、各会場の積み上げ費用についても、大枠の合意に基づく費用負担の考えにて計算されている旨について確認した。 ・本案件の契約目途額が妥当であることを確認するため、見積りの採用にあたっては、総額としては妥当であることを組織委員会自ら確認している。 ・今後、調達部での交渉を通じ、さらなるコストの削減に努めていただきたい。 ・さらに、実施設計において仕様や数量の精緻化を図り更なるコストの削減に努めていただきたい。実施設計完了後は、工事着手前の段階で、本作業部会において再度設計内容及び金額の確認を行わせていただきたい。 <p>【令和元年 9 月 17 日 契約変更に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者から提出された当初詳細設計に対して、組織委員会での精査により数量を低減することで費用の削減を実施するなど、変更後の契約額の妥当性について確認した。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会成功に向けて、大会開催都市としての責任を持つ東京都が大枠の合意に基づき、本案件の経費を公費で負担することは適切である。 <p>【令和元年 9 月 17 日 契約変更に伴う追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後発注する案件について、精査のうえ費用削減に努めること。 ・現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、組織委予算の執行とする。 		

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。